

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和8年 3月 5日午前10時01分			議長	山野井 隆	
	散会	令和8年 3月 5日午前11時23分			議長	山野井 隆	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員		
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員		
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員		
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局 長	前 野 拓		事務局 次長	蛭 原 康 友		

令和8年第1回取手市議会定例会議事日程（第5号）

令和8年3月5日（木）午前10時開議

- 日程第1 議案第3号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第4号 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第5号 取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第6号 取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第2 議案第7号 取手市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第8号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第9号 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第3 議案第10号 取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について
議案第11号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第4 議案第12号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）
-
- 日程第5 議案第13号 令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）
議案第16号 令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
-
- 日程第6 議案第14号 令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第15号 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）
-
- 日程第7 議案第17号 令和8年度取手市一般会計予算
-
- 日程第8 議案第18号 令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
議案第22号 令和8年度取手市競輪事業特別会計予算
-
- 日程第9 議案第19号 令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
議案第20号 令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 令和8年度取手市介護保険特別会計予算
-
- 日程第10 議案第23号 令和8年度取手地方公平委員会特別会計予算
-
- 日程第11 選挙第1号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙について
-
- 日程第12 休会の件

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 3 号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 号 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 号 取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 号 取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第 2 議案第 7 号 取手市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 8 号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第 3 議案第 10 号 取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 11 号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第 4 議案第 12 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）
-
- 日程第 5 議案第 13 号 令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 16 号 令和 7 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）
-
- 日程第 6 議案第 14 号 令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 15 号 令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
-
- 日程第 7 議案第 17 号 令和 8 年度取手市一般会計予算
-
- 日程第 8 議案第 18 号 令和 8 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
議案第 22 号 令和 8 年度取手市競輪事業特別会計予算
-
- 日程第 9 議案第 19 号 令和 8 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 20 号 令和 8 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 21 号 令和 8 年度取手市介護保険特別会計予算
-
- 日程第 10 議案第 23 号 令和 8 年度取手市地方公平委員会特別会計予算
-
- 追加日程 議案第 24 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）
第 1
-
- 日程第 11 選挙第 1 号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙について
-
- 日程第 12 休会の件

議事の経過

午前 10 時 01 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

本日の議事日程に入る前に、本田和成君より発言を求められていますので、これを許します。

本田和成君。

〔2 番 本田和成君登壇〕

○2 番（本田和成君） 本田和成でございます。開会前の貴重なお時間をいただきまして、本当に恐れ入ります。申し訳ありません。昨日の私の一般質問の発言の中で、「自衛隊法第 120 条」と申し上げましたけども、正しくは、「自衛隊法施行令第 120 条」になります。発言の訂正をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 議長は訂正を認めます。

ここで、本職より申し上げます。3 月 3 日に追加送付された議案第 24 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）について、3 月 4 日に市長から撤回請求がありましたので、会議規則第 19 条第 1 項ただし書の規定により、議長において、これを許可いたしました。

また本日、改めて市長から、議案第 24 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）が提出されましたので、日程の追加をお諮りした上で追加日程で審議を行う予定ですので、御承知おき願います。

これより、本日の議事日程に入ります。

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 3 号 | 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 4 号 | 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 5 号 | 取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 6 号 | 取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、議案第 3 号から議案第 6 号までを一括議題といたします。

質疑に先立ちまして議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をたすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 2 議案第 7 号 取手市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 8 号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第 2、議案第 7 号から議案第 9 号までを一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、福祉厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 3 議案第 10 号 取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 11 号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第 3、議案第 10 号及び議案第 11 号を一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

小堤 修君。

〔12 番 小堤 修君登壇〕

○12 番（小堤 修君） 皆さん、おはようございます。創和会、小堤でございます。私は、議案第 10 号、取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

〔12 番 小堤 修君資料を示す〕

○12 番（小堤 修君） 私、議員になって間もなくの頃だったと思うんですけど、この「取手市の巨木と名木」というこの本が、たしか売店で売ってたのかなと思うんですけど——ちょっと忘れちゃったけど。これ当時、2010年10月1日発行ということで、この緑の審議会が編集して、それで当時1,200円でしたけれども、これ売ってまして、取手の巨木・名木というのがずらっと入ってます。こういうのがありまして、それでそのときの審議委員に山野井議長が入っておいりました。ということで、ちょっと2010年度なんですけれども、こういうふうのうちの方——取手西部地域はやっぱり市街化調整区域もありますし、保存樹木というのが結構周りにあります。あと、やはり神社仏閣には結構あるのかなと思うので、その辺のことで、この議案第10号について質疑させていただきたいと思います。まず最初に、現在、保存樹木の指定状況は何本ぐらいあるか、お聞きします。

〔12 番 小堤 修君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

建設部次長、蛭原一雄君。

〔建設部次長 蛭原一雄君登壇〕

○建設部次長（蛭原一雄君） 小堤議員の御質疑にお答えいたします。取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例及び取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例施行規則に基づきまして、市内の緑の保全と緑化の推進を図るため、第1回目としまして昭和61年11月1日付で、保存緑地【「保存緑地」を「保存樹木」に発言訂正】21本を指定しました。現時点におきましては、保存樹木76本が指定されております。なお、先月20日に取手市緑の審議会を開催しまして、新規で2本の指定を承諾いただきましたので、これらを公告しますと、保存樹木は78本となります。以上です。

〔建設部次長 蛭原一雄君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。そうしましたら、この保存樹木の指定条件というのはどういうふうになってるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） すみません、先ほどの答弁で、私、「保存樹木」のところを「保存緑地」と申し上げてしまったのかなと思ひまして、訂正をまずお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 訂正を認めます。

○建設部次長（蛭原一雄君） 続きまして、御質疑にお答えいたします。樹木が健全で美観上優れており、地上1.5メートルの高さにおける幹回りが1.5メートル以上であることや、高さが10メートル以上であることなどの定めがございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。そういう中で78本あるということですが、では、今回のこの条例の一部を改正する条例にもありますように、この保存樹木の解除についてのフローというのは、どういうふうになってるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） お答えいたします。保存樹木等の指定につきましては、まず所有者・占有者または管理人等に保存樹木等の制度を御説明いたしまして、承諾をいただければ指定承諾書を提出していただきます。その後、取手市緑の審議会に諮りまして、承認を得た後、新規指定所在地や樹種・大きさ等を公告いたします。指定解除につきましては、所有者等から樹木等が枯死——枯れた場合や滅失した場合は枯死・滅失届を、その他の場合は申出書を提出していただきます。その後、緑の審議会に諮りまして、承認を得た後、指定解除、公告という流れになっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。分かりました。それが今度、指定解除は事後承諾みたいな形でということになるのかと思うんですけども。この枯死——枯れた判断というのは、樹木医に診断してもらおうのでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） お答えいたします。所有者等から連絡をいただいた際、担当と一緒に樹木等の確認を行います。新緑の時期であれば、新芽や葉っぱがついているかで判断できます。冬場の落葉樹などでその場で判断できない場合は、しばらく様子を見ていただきまして、また所有者から造園業者等に確認していただくこともございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 新緑の頃だったら葉っぱが出ればというのは分かると思うので、冬は枯れてるから、葉っぱがないからというところですけど、これ、樹木医の派遣というのはしないのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） お答えいたします。市では樹木医の派遣は行っておらず、所有者様の判断になってきます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） そうしますと、担当の人の——担当の判断というのは、できないのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） お答えいたします。通常、葉っぱが出ている時期であれば、葉っぱがついていなかったり、茶色く変色しているなどの状況から判断が可能となります。国土交通省国土技術政策総合研究所において発行しております「街路樹の倒伏対策の手引き」というマニュアルを参考に、私どもで判断することもございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 分かりました。そうしますと、今回のこの条例改正により解除の手段を変更するに至った、その主な要因というのは何かありますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） お答えいたします。令和6年6月に岡神社の山桜が倒木、

令和7年4月には台宿のしだれ桜が枯死、同年8月には野々井のスタジイが枯死したことにより、伐採するという事案が続けて発生いたしました。緑の審議会において、いずれも既に滅失してしまっているものに対して、指定解除をしてよろしいかとお諮りするものでございました。指定解除をお諮りした際、既に滅失してしまった樹木に対しましては、直ちに指定解除を行い、審議会へは事後報告とするように手続を見直してもいいのではないかという御意見がございまして、昨年11月に開催しました緑の審議会において御承諾をいただきましたので、今回議案として上程させていただいたものとなっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 分かりました。そういう形のほうが、フロー的にいいのかなというふうに思います。

最後にですけど、その伐採する——枯死したやつを伐採する所有者は、これ全て自己負担になるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） お答えいたします。保存樹木等が枯死または自然災害により危険な状態で伐採をしなければならない場合、30万円を上限としまして、伐採にかかる費用の2分の1の金額を助成しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 分かりました。樹木の太さにもよるとは思うんですけども、半分ぐらい出していただけるというのは、ありがたいのかなと思います。私の質疑は以上です。終わります。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託します。

日程第4 議案第12号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）

○議長（山野井 隆君） 日程第4、議案第12号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

議員各位と執行部の皆さんに申し上げます。一般会計補正予算の本会議における質疑は、通告制で行うことになっております。

それでは、質疑通告順に従い、質疑を許します。

加増充子さん。

〔24番 加増充子君登壇〕

○24番（加増充子君） 加増充子です。まず初めに、水田農業転作等実施補助金の減額

について、この現状について伺いたいと思います。飼料米への転換が米の価格高騰によりという説明はありましたが、具体的にどういう現状だったのか、お伺いします。

〔24 番 加増充子君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、加増議員の御質疑に答弁をさせていただきます。この水田農業転作等実施補助金は、国の水田活用直接支払交付金に上乗せをする形で、生産数量目標を達成した農業者へ、10 アール当たり 2 万 2,000 円の補助金を交付しているものです。しかし、昨年度からの米価高騰により、飼料用米等の戦略作物に取り組む農業者が減少しており、今年度についてはさらなる高騰の影響を受け補助対象者が激減したことから、7,144 万 3,000 円の減額補正に至ったものです。実績を申し上げますと、令和 6 年度につきましては、補助対象件数 221 件、補助金額 7,582 万 3,073 円だったものが、令和 7 年度については、補助対象件数 27 件、補助金額 970 万 5,380 円を見込んでいるものとなっております。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） ありがとうございます。令和 7 年——今年の夏は本当に大変暑い中で、ただ米が高くなったというのは、私たち消費者にとっても大変な出来事だったんですが。そういうことを考えると、生産者から見れば高く売れたほうがいいということで、飼料米に転作というか転用するよりはそのほうがいいということでこのように減額になったと思うんですが。このような米価高騰が今度の季節にもなってくると思うんですが、そこら辺の見通しについてはどんなふうに見てますか。

○議長（山野井 隆君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。米価の見通しについては、ちょっとお答えすることはできませんけれども、米価の高止まりがこのまま続くようであれば、飼料用米等の戦略作物に取り組む農業者が増加すると見込むことはできないと思われれます。必然的に補助金を活用する農業者も減少していくのかなと考えております。以上です。

○24 番（加増充子君） 分かりました。ありがとうございます。次に、議案書の 12 ページにあります、ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費で、7 億 5,000 万の減額になっておりますけれども、本当に大きな額が減額になったという、その具体的な内容について、この乖離について伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたします。7 億 5,000 万円の減額について、——7 億 5,000 万円の減額に……

○24 番（加増充子君） 7 億——ごめんなさい、5,000 万円だけと思った。

○財政部長（田中英樹君） （続）という御質問ですけれども。先日のオンライン説明でも申し上げたとおり、直近の寄附実績から寄附金 5 億円を減額し、合わせて歳出のふるさと取手応援基金積立金も、同額を減額しております。また、これに伴い、歳出の寄附の募集に要する経費も、歳入の減額見合い分である 2 億 5,000 万円を減額となりますので、合わせて 7 億 5,000 万円の減ということになります。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） ありがとうございます。令和 7 年度新年度予算審議の中で、10 億円増額ということに対して共産党の遠山議員も質疑に入ったと思うんですが。この理由として、ふるさと納税の市場規模の拡大やポータルサイトの新規追加など、このように述べていました。こういう中で、ふるさと納税の市場規模の拡大、ポータルサイトの新規追加ということも、この 7 億 5,000 万の減額についてはどのように現れてきたのか。要するに寄附金が少なくなった、単純にそう思いますが、その状況についてはどうなんですか。

○議長（山野井 隆君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。令和 7 年度当初予算の編成に当たりまして、ふるさと納税の市場規模が拡大し続けていることですか、我々として高い目標を持って、さらに強力でふるさと納税を推進していこうという思いの下、30 億円という目標を設定したところでございます。今年度——先ほど加増議員からもありまして、様々ポータルサイトの追加にも取り組みましたし、そのほかにも広告の活用、返礼品の開拓などにも全力で取り組んできたところではありますけれども、市場が拡大していることは事実であります、その一方で市場の競争も激しくなっております。そこで、ほかの自治体との寄附金額の設定金額の面であまり優位性を発揮できず、大きく寄附を伸ばすことができなかったというふうに分析しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） そういう状況の中で、今度、新年度予算にも入ってくるのだと思うんですが。今後の見通しとしては、担当課としてはどのように見えますか。

○議長（山野井 隆君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） 新年度については、こちら補正予算の審議ですのでちょっとお答えはできかねますけれども、引き続き、市場は拡大傾向にあるんだろうというふうに思っております。その拡大具合が鈍化しているかどうかは、ちょっと分かりかねますけれども、引き続き、ふるさと納税を強力で推進していこうと考えております。

○24 番（加増充子君） 分かりました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で、加増充子さんの質疑を終わります。

以上で、通告された議案第 12 号に対する質疑は全て終わりました。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号については、議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に分割付託いたします。

日程第5 議案第13号 令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山野井 隆君） 日程第5、議案第13号、令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第16号、令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第14号 令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第15号 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（山野井 隆君） 日程第6、議案第14号及び議案第15号を一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、福祉厚生常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第17号 令和8年度取手市一般会計予算

○議長（山野井 隆君） 日程第7、議案第17号、令和8年度取手市一般会計予算を議題といたします。

議員各位と執行部の皆さんに申し上げます。一般会計予算の本会議における質疑は、通告制で行うこととなっております。

それでは、質疑通告に従い、質疑を許します。

遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。私のほうからは、放課後児童

対策事業に要する経費について質疑いたします。予算説明書の133ページ、そしてその裏の134ページに詳細載っておりますので、御覧ください。

まず初めに、民営化されたわけなんですけれども、3クラブにおける放課後子どもクラブ運営業務委託料の内訳をお示しく下さい。

[23番 遠山智恵子君質疑席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

[教育部長 飯竹永昌君登壇]

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、遠山議員の御質疑に答弁させていただきます。委託料の内訳という御質問ですが、こちらにつきましては、主たるところの主な契約、取手東小・高井小・藤代小学校の放課後子どもクラブの運営業務委託ということで、3年間の債務負担を組んでうちの1年分と、またそのほかに報酬単価の増加に見込まれる委託料の増額分、また加配分ということで、それぞれ3本になりますが、まず、通常の3か年の業務委託としておおよそ7,400万円、また報酬の単価分として約700万円、また加配分としておおよそ160万円という形になっております。以上でございます。

[教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） そうですね、まあ内訳というところ、その程度しか出ないのかなというところで。

それで、2点目になりますけれども、直営の11クラブあるわけですけれども、その比較としてはどのように見ているのか——というか、金額が相当違うなというふうに思ったんですよ。だから、134ページの大体の放課後児童クラブ——子どもクラブの運営費というところでは、全くの——一番上段にあります会計年度任用職員、これ11クラブの人件費だと思うんですね、支援員とか補助員の。その下のクラブ用——クラブ室用消耗品というのは、この11クラブのものに当たるわけですよ。それと比較すると、3クラブの運営業務委託料——民営化されたところの8,200万円というところでは、ちょっとそれを単純に11で割ったり3で割ったりすると1クラブの内容が、民営化ですと2,760万円——単純に計算しましてね。そして、11クラブのほう——直営のほうは1,228万円というところで相当開きがあるなというふうに、ちょっとそういう認識をしました。これまで、民営化にする目的であったり、効果というかメリットというところでは、いろいろチームリーダーというか、統括官がいらして、いろいろと講習・研修を受けるところでは、そういったノウハウを生かすんだということで、大分いろいろと改善はされてきたというのは承知しています。ただ、単純にこの予算の内容を見ると相当開きがあるなという認識なんですけれども、その辺ちょっと答えられる範囲で結構ですので、お願いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） 子ども青少年課、長塚です。遠山議員の御質疑に答

弁させていただきます。費用の開きということなのですが、主な理由としましては、民間委託先の事業所では、各クラブに統括などの責任者を配置しております。またそのほかに、コーディネーターや学習アドバイザーなど、通常の直営クラブのほうに配置されてる以外の役職の方も配置されていることから、その人件費の増加分ということも一つ考えられるのかなと思います。ただし、児童の——登録児童の人数割で見ますと——ちょっとお待ちください。市全体で言いますと、登録児童数が1,786人いるところ、民間委託先のクラブだけで612人というところで、児童の人数割でいきますと、公営のほうが65.7%、民営のほうが34.27%の人数割となっております。予算比率で見ましても、公営のほうに57%と事務局費5.7%割り振りされてるのと、民営のほうが37.21%となっていることから、ほぼ人数割で見ると適正な予算配置なのかなと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） そうすると、利用者数——児童数なわけですけども、その辺というのは、支援員補助員の数がやっぱり違ってくるというだけですよ。その辺はどうなんですか、相当違う……。

○議長（山野井 隆君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。まず、民間委託しているクラブというのは利用児童の数も当然多くなりますので、支援員の数自体も多くなっていますので、その辺が影響しているものと考えております。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 確かにこの3クラブは、いつも100人だったりということが多いところだったので、その辺は理解できます。あと3点目になりますけど、運営状況というところで、令和6年度ということでもっと古い評価になるかもしれないんですけども、最近、事業評価の結果報告書というのが議会のほうにも出していただきました。それを見ますと、評価委員の方からも、「もっと利用者がいるかと思った」とか何か、それは全体的なことでも——に対して言ってるのかなというふうにも思ったんですけども、その辺、いろいろこう丁寧に評価、意見を出していただいているというところで読ませていただいているんですけども、その辺どんなふうに受け止めているのか、最後ちょっと伺います。

○議長（山野井 隆君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。利用率につきましては、当時そちらの資料作成時に近隣の状況も把握、確認させていただきました。当市と変わらない利用状況ということは、近隣市において確認済みであって、おおむね登録人数の6割から7割ぐらいが利用者数となっているのかなという感じでございます。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 運営に対しては、この議会でもいろいろほかの議員の方からも、意見、現状——現場の現状などは指摘されたところなんで、そういう意味では、ノウハウを生かして——民営化のノウハウを生かしてやっていただければと思っているんですけども、うーん、変わってきてるかどうかがちょっとなかなか、ん、ちょっとど

うなのかなというところで受け止めているんですけども。詳細については、運営状況についてはまた委員会でできますので、ただ予算額についての質疑はさせていただきました。あした、常任委員会のほうなので、今年度というか、児童数と補助員の数、一覧表をちょっと提出していただければと思うんですが——一応検討してください。議長よろしく願います。——いつも出しているよね、利用数。

○議長（山野井 隆君） 資料を十分そろえておいてくださいってことだと思いますんで。

○23番（遠山智恵子君） ちょっと検討をお願いします。以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で遠山智恵子さんの質疑を終わります。

最後に、根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。議案第17号、令和8年度取手市一般会計予算について、質疑をさせていただきます。新規事業を中心に質疑してまいります。市民への情報発信として本会議で取り上げます。時間が限られていますので、ポイントを絞って伺ってまいります。まず最初に、見守りおむつ定期便事業に要する経費、予算書136ページ、報告書58ページになります。昨日の赤羽議員の一般質問で答弁ございました。議場にいる方には2度目になってしまうかもしれませんが、重要な新規事業と考えますので、市民に向けて再度、本会議の場で説明をお願いいたします。事業の詳細と積算根拠についてお願いいたします。

〔8番 根岸裕美子君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 根岸議員の御質疑に答弁いたします。見守りおむつ定期便事業は、産後の慢性的な睡眠不足やメンタル不調など、様々なリスクを抱えやすいゼロ歳児の——ゼロ歳児を養育する家庭に対し、毎月定期的に子育て経験のある見守り支援員が訪問し、保護者や赤ちゃんの様子、また心配事などを確認しながら、コミュニケーションを通じて見守りを実施する事業となります。また本事業は、見守りに際して、おむつやミルクなどの3,000円相当の育児用品を支給することで、新たな家族との生活をスタートされた御家庭の経済的な負担を軽減し、社会に応援されているという実感を持って子育てできる環境を整えることを目的としております。

予算の積算根拠ですが、おむつなどの支給にかかる費用や、また見守りにかかる交通費などにつきましては、年間の出生数を500名程度として見込み、事業開始の令和8年9月から3月までの総見守り予定回数によりまして算出しております。その他、申請にかかるシステムの構築費用、チラシの印刷代等も合わせまして想定しているところでございます。

〔こども部長 助川直美君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） もう少し細かいところの積算根拠をお願いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） こども政策課長、高中 誠君。

○こども政策課長（高中 誠君） お答えいたします。基本的には部長が先ほど説明しました、実費分ですね、おむつですとかミルクですとかそういったもの、それが3,000円になっておりまして、年間の出生数なんですけれども、近年、450人から500人程度で推移しておりますので、仮に500人程度と見込みまして、こちらが9月からスタートいたしますので8か月分ということになります。これに掛け算をしていきまして、おおむねの実費分のものがまず算出されます。そのほかにシステム料ですとか人件費ですとか、そういったものを合わせての積算ということになってまいります。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。単独の訪問事業になりますと、なかなか心を開いてもらえなかったり訪問自体歓迎してもらえなかったりする——してきていると思うんですけれども、おむつ等を提供することでぐっと心のハードルが下がると思います。最初に始めたのは兵庫県明石市だったと記憶しております。成果がしっかり出ている事業ですので期待しております。この件は以上でございます。

次、要保護児童対策事業に要する経費について、予算書137ページの子育て世帯訪問支援事業委託内容詳細と積算根拠について伺います。

○議長（山野井 隆君） こども部長、助川直美さん。

○こども部長（助川直美君） 御質疑に答弁いたします。近年、児童虐待の相談対応件数が増加傾向にある中、児童虐待の防止及び児童の健全な育成を図る上では、養育環境が深刻な状況となる前に、幅広い子育て世帯を対象として児童が育つ家庭環境、養育環境に係る支援を提供して子育て世帯の養育環境を把握した上で、支援の必要性の高い方を適切な支援につなぐことが求められているところです。当市におきましても、子育て世帯訪問支援事業実施要綱を令和7年10月に制定しまして、翌月の11月末より支援を提供する体制が整いました。本事業は、単なる家事、育児のお手伝いという一時的な不安解消というものだけではなく、家事・子育て支援を通しまして、支援対象の家庭が自立して生活しているように、支援対象者の環境を整えていくことを最終的な目標としているところです。児童の権利を守るために、児童の最善の利益を優先して考慮し、保護者に寄り添いながら、保護者等の状況や心情を理解しつつ支援を行っていくものでございます。詳細につきましては、担当課長より御答弁申し上げます。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） では、詳細について私のほうからご説明申し上げます。こちらの事業の、まず委託内容についてでございます。こちらは、家事・子育てなどに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、あるいはヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を行っていくものとなっております。具体的な支援内容についてでございますが、食事の支度であったり、衣類の洗濯、居室の清掃や整理整頓、食品や生活必需品などの買物、あるいは児童の沐浴や世話の補助、あるいはそういった児童の登園・登校の支援、

関係機関への連絡などが考えられます。このうち実際にどのような支援を行うかは、家庭状況及び家庭が必要としている支援を把握した上で、家庭ごとに検討をいたします。

あと、積算根拠について続けて申し上げます。こちらのほうは、具体的には単価のほうを設定しておりますが、こちらは特に国で定めているものはございませんので、参考にしているのが、介護保険サービスの訪問介護や障害福祉サービスの居宅介護の報酬単価を参考に、設定しております。入浴支援などの身体的な介護や家事支援などが分かれる単価となっておりますが、今回の事業につきましては包括的な支援が必要と考えておりますので、それらの単価を合算し、平均したものを採用しております。そして単価以外の時間数についてでございます。時間につきましては、想定としては1世帯当たり1日1時間、週3日程度の利用を想定しまして、月12時間程度の利用を見込んでおります。また要保護児童対策地域協議会にて、登録ケースについては標準的登録期間が3か月と設定しておりますので、こちらの3か月を一区切りとして見込んでおりますので、それを——それらを掛けたものとして3か月と、あと世帯につきましてはですけれども、世帯数の根拠につきましても現在登録されているケースにおいて、この事業の利用が有用であると考えられる世帯のケースをもとに算出しております。そちらが根拠になっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 詳細な説明ありがとうございます。令和7年第3回定例会で私一般質問した際の事前ヒアリングで、これと同じような同等の制度があったんだけど、ずっと休眠状態だったということを伺っております。しっかり支援をお願いしたいと思えます。

次です。母子保健に要する経費について、予算書164ページ、報告書74ページになります。新規事業内容の詳細をお願いしたいんですけども、私、通告書に2件しか挙げていませんでしたが、4件ございました。妊婦歯科健康診査、婦人科・小児科オンライン相談サービス、がん患者ウィッグ等購入費助成、RSウイルスワクチン接種助成事業、こちらについて、事業内容をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの質疑に御答弁いたします。保健センターにおきましては、令和8年度、新規に6事業を計画しておりますので、そちらについて御答弁いたします。初めに1つ目、妊婦歯科健診——妊婦歯科健康診査事業につきましては、妊娠期に起こりやすい歯周病等により、早産・低出生体重児などを含む妊娠、出産、合併症の発現率を高めるリスク要因となるため、妊娠届出のあった妊婦に対しまして、歯科健康診査受診券を発行し、受診の機会を提供いたします。

続いて2つ目、産婦人科・小児科オンライン相談サービス事業につきましては、産婦人科医、小児科医、助産師によるLINEを活用したオンライン相談を行うことで、妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポートを提供いたします。そのことにより、子育て世帯の不安解消に努めてまいります。

続いて3つ目です。母子健康手帳アプリT o r i C o（トリコ）の機能拡充事業につきましては、産後ケア事業における利用申請の手続について、子育てアプリT o r i C o（トリコ）の機能を拡充し、オンラインによってウェブ申請を可能にすることで、産後間もない利用者の負担を大きく軽減することを図るものです。

続いて4つ目、がん患者ウィッグ等購入費助成金事業につきましては、がん患者が治療中に悩むことが多い、心理的、経済的なウィッグの負担につきまして、生活の質の向上及び社会参加の推進を図るために、ウィッグ等購入費用の一部を助成するものとなります。

続いて5つ目、RSウイルスワクチン接種助成事業につきましては、令和8年4月1日より予防接種法に基づく定期予防接種A類疾病に位置づけられることから、全額、公費助成を実施し、接種の普及促進を図ります。

最後に6つ目、5歳児——5歳児健康診査事業につきましては、就学前の子どもたちの発達状態を診査し、必要な準備を始める契機とすることを目的に、発達情緒、社会性の問題、集団行動での問題の早期発見と支援につなげるため、令和8年度は、公立保育所等に限定したパイロットプログラムでの試行的な実施を行います。以上となります。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） こちらについても概要で構いませんので、積算根拠をお願いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 2つは通告してるけど、ほかの3つは通告してないよ。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。じゃあ訂正します。

○議長（山野井 隆君） 内容の確認ではなくて、その事業に対して疑義があれば、それをただすための質疑でありますので、問題点を明確に指摘してください。問題があるのであれば——ないのであれば、それは質疑ではありません。注意します。

根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 母子健康手帳アプリ機能拡充としての産後ケア事業ウェブ申請について、これまでの申込みからの変更点をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） それでは、ただいまの御質疑に御答弁させていただきます。これまでの変更点といたしましては、1回ごとに利用者に申請書を保健センターに提出していただき、利用者が利用するまでには若干の期間の空白がありましたが、今回ウェブ申請を——で申請が可能となりまして、その期間の短縮、または一括で最大の5回まで利用できるんですが、その一括での申請ができるようになりましたので、その点は大きく異なる点だと思っております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 私が令和7年3月議会で一般質問した際は——令和7年12月議会ですね。全体の1割程度の利用実績だったと思うんですけれども、見通しはどうなっておりますか。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。3月1日からT o r i C o（トリコ）のほうの拡充がスタートしております。現状を申し上げますと、3月1日、3名、3月2日、5名、3月3日が1名、3月4日、2名ということで、既に4日間で12名のウェブ申請がございました。1日平均すると3名当たり。令和6年度の実績を申し上げますと、利用率につきましては19.4%、1日平均しますと0.26人ということなので、約10倍の——あくまでもこれ4日間の内容なので、この先またちょっとどのようになるか分からないんですが、一応、今現在では10倍の利用率があるということでお伝えさせていただきます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。そうですね、大抵どこの自治体でも今は1割程度というところだと思いますが、3割を超えているところもありますので、ぜひ目指していただきたいと思います。

次に参ります。ごみ減量推進に要する経費についてです。これまでの生ごみ処理機——ページが、予算書179ページ、報告書82ページです。これまでの生ごみ処理機等購入補助金に加え、新規に「キューロ」によるごみの減量化のモニタリングを実施することです。こちらの講座開催やモニタリング数など、キューロ普及促進内容についてお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、根岸議員の御質疑に答弁させていただきます。令和5年8月1日から1年間実施をいたしました、家庭ごみ排出量実態調査の結果、家庭から排出されるごみの約60%が可燃ごみであり、そのうち約15%が生ごみであったことから、さらなる生ごみの減量を推進するため、従来の電気式の生ごみ処理容器やコンポストに加えて、さらに手軽で維持費の少ないキューロを取り入れ、市民の選択肢を広げることを目的としております。あわせて、希望する市民に対してキューロを貸与、モニター調査を通じて、本市における生ごみ減量効果と市民生活における実用性を検証するものです。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 講座の委託料があったと思うんですけども、何回開催の予定ですか。

○議長（山野井 隆君） 環境政策室長、吉田卓也君。

○環境政策室長（吉田卓也君） お答えいたします。講座につきましては、今年の5月頃に1回を予定しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） モニタリング数については、どういう想定でしょうか。

○議長（山野井 隆君） 環境政策室長、吉田卓也君。

○環境政策室長（吉田卓也君） 今回は、50 人の方を募集する予定となっております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8 番（根岸裕美子君） 講座を1回というお話だったんですけれども、1回の講座で50名を集めるというのは、なかなかハードル高いのではないかと思うんですけれども、対応などは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 周知の方法ということだと思います。これまでどおり、ホームページであったり広報紙を活用しますけれども、動画を撮影して、そうしたものをアップして、実際のやり方というものを見ていただく方法がよいかなということで、今考えているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8 番（根岸裕美子君） 出前講座等を企画したりとかのお考えはございますか。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 今ご提案いただいた方法も含めて、いろいろと周知の方法を図っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8 番（根岸裕美子君） ありがとうございます。以前、元議員の齋藤久代さんがこのキエーロについて御紹介あったかと思いますが、なかなか一般的ではないものなので、ぜひ普及のほうをしっかりとお願いしたいと思います。この件は以上で終わります。

次、学力向上推進事業に要する経費について、予算書 249 ページ、報告書 119 ページでございます。エキスパート養成支援としての英語検定料補助というのは、すごくよいと思うんですけれども、公教育の目的である、誰もが一定水準の学力をつけるための対策としてはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、根岸議員の御質疑に答弁させていただきます。一定水準の学力ということですが、まず公の教育の使命である学習機会の保障に向けまして、令和8年度からは、今回の一般質問でも御答弁させていただきましたけれども、全市立小中学校の小学校5年生から中学校3年生までの全員に、生成AI英語学習アプリを導入いたします。このアプリは1対1の英会話トレーニングを可能としております。また、さらにALTにつきましても、市内20校への常時配置によりまして、AIで培った力を対面での対話を実践する機会を日常化していきたいと考えております。その上で、未来のエキスパート育成の推進事業をこれから図っていきたくて考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。しっかりと学習の底上げというか最適化をして、一人一人に寄り添いながらさらにエキスパートの養成というところの理解をしました。ありがとうございます。こちらは以上です。

最後、放課後児童対策事業に要する経費についてでございます。予算書 277 ページ、報告書 133 ページです。オンライン入所申請システム導入と入退室管理のオンライン化を目指すとのことでございますけれども、こちらのスマホ市役所への搭載検討はされてますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。子ども青少年課では、現在入所申請のオンライン化に際して、公立保育所が導入済みである入所申請オンラインシステムのほうを導入検討してまいりましたが、全庁的にLINE市役所、導入の方向に向いておりますので、LINEを活用したスマホ市役所の検証についても、現在行っているところであります。両者の検討に当たりましては、現在、放課後——ごめんなさい。現在、子ども青少年課において、スマホ市役所の入力フォーム、こちらを購入中——構築中でございます。この構築が令和8年4月中には終了する予定ですので、終了後には構築した入力フォームから——入力フォームをLINEアプリに直接搭載しまして、入力時間の検証や入力時間を短縮するための改修等を経て、両システムのメリット・デメリット、それから利用者の利便性や操作性、安心感の高さなどを十分に比較検討した上で、最終的に導入するシステムを決定してまいる予定でございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） そうですね、スマホ市役所に搭載するにしても、また別の専用アプリを使用するにしても、どちらを選択するにしても、やはり業務フローや入力項目の見直しというのが必ず必要で、業務改善・業務改革と一体的に進める必要があると考えておりますが、そういった形で進めているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。当然、業務改善という点についても考えておまして、このスマホ市役所のアプリを使った場合でも、また、公立保育所が導入しているアプリを使った場合、いずれにしてもデータを、現在、子ども青少年課で使用している利用料の算定システム、こちらとのデータの連動性についても検証することによって、事務の効率化、省力化というところで検討を進めているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。様々ハードルはあるかと思えますけれども、できるだけスマホ市役所という形で市民が一つの窓口というか、入り口が同じ入り口でできるということがとても大事だと思いますし、また、今はスマホ市役所をLINEの登録をされてない方でも、この機会に、この放課後子どもクラブを使用するという御家庭が登録することによって、ほかの情報も、市全体の情報がお届けできるということにもつながると思いますので、是非引き続き検討をお願いしたいと思います。私の質疑は以上です。あ

りがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で根岸裕美子さんの質疑を終わります。

以上で通告された議案第 17 号に対する質疑は全て終わりました。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、一般会計予算・決算審査常任委員会に付託いたします。

日程第 8 議案第 18 号 令和 8 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
議案第 22 号 令和 8 年度取手市競輪事業特別会計予算

○議長（山野井 隆君） 日程第 8、議案第 18 号、令和 8 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算及び議案第 22 号、令和 8 年度取手市競輪事業特別会計予算を一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。私は、議案第 18 号、西口特会予算について伺います。説明書の 145 ページから 146 ページにかけてお伺いしますが、取手駅北地区建設物整備事業に要する経費、1 億 6,040 万円でしょうか、これが計上されておりますが。その中に、取手駅西口 A 街区複合公共施設内装基本設計業務委託、それから費用便益算出業務委託が入っておりますが、これは先日出されました資料の中のこの 3,700 万円のことだと思うんですが、この中に事業の整備予定機能として、図書館、カフェ・オープンテラス、窓口・オープンステージとかいろいろありますが、図書館ということで入っていますので、昨年 9 月議会に委託料 1,500 万円の補正が出されたと思うんですが、これとの関連はどうなんでしょうか、お伺いします。

〔24 番 加増充子君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。まず最初に、昨年 9 月に 1,500 万円の補正の議決をいただきまして進めていることにつきましては、こちらにつきましては基本設計【「基本設計」を「基本計画」に発言訂正】と複合公共施設の基本設計を行うために頂いたものでございます。それで今回、令和 8 年度の予算を計上させていただきました 3,700 万円につきましては、この複合公共施設の内装の部分の基本設計を行っていくものと、補助金を頂くために費用便益を算出していくということで計上させていただいたものになってございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 9月議会に出された1,500万円の補正予算とはまた別に、今回は内装の基本設計ということで計上されているということですね。そこで、費用便益算出業務委託とありますが、これは具体的にはどういう内容なのか伺います。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。費用便益算出と申しますのは、いわゆるB/C（ビーバイシー）というふうに申しております、費用にかかる総費用——コストと、便益——ベネフィット、こちらを比較しまして、事業の妥当性や事業によって得られるプラスの効果を客観的に判断するための指標を算出する業務委託となります。こちらは令和9年度から活用予定の国庫補助金、こちらを申請する際に必要な業務ということで、今回計上させていただきました。以上です。

○議長（山野井 隆君） それでは、都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） すみません。先ほど私、その1,500万円の内容につきまして「基本設計」と申ししてしまいましたけども、「基本計画」の誤りでございました。訂正をお願いします。

○議長（山野井 隆君） 訂正を認めます。基本計画ね。

加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 今回1億6,040万円の経費となっておりますが、この中には補助金が入っているということで、1億2,340万円入っているということなんですけれども、この補助金は国と取手市が合わせた額だと思うんですけれども、これが今後また補助金については増額されていくということ、そういう認識でいいんですよね。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。今回、令和8年度予算に計上させていただきました補助金、1億2,340万円、こちらにつきましては、国と市からそれぞれ2分の1ずつ補助金として支出するというので、合計しまして1億2,340万円となっております。こちらの補助金を今後増額するのかというような御質疑でしたが、増額ではなくて、年次計画に合わせながら補助金の内容に応じて——補助の内容に応じて補助金を支出していくということになりますので、増額という考え方とはちょっと違うのかなというふうに思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 増額ではないけれど、必要に応じて補助金は対応するという考え方ですね。次に、取手駅西口交通環境改善整備事業に要する経費、997万7,000円——これ新規なんですけれども。これはこの説明にありますけれども、ペデデッキが今止まっているところから50メートルの延伸、そして併せて、はなのき通りの道路改良工事の計画策定に向けた内容だと思うんですが、これは事業費として今後いずれ出てくると思うんですけれども、それはどのような——どのぐらいを見ているのかお伺いします。

それで、私も前に伺ったんですけれども、これは令和5年2月6日に提出された議案第1号の中で、エレベーターの延伸のところ、一体的に交通広場のペデデッキのどこやった

と思うんですが、その中で、「ペデデッキ 25 メートル延伸するにはどのぐらいかかったんですか」と私も伺ったところ、「分からない」という話がされたものですから、そのような分からない中で、今回もこのような予算計上がありまして進んでいくわけですが、その点について伺いたいと思って質疑しました。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） それでは、お答えします。まず来年度の予算につきましては、まず都市計画道路 3・3・1 号線の拡幅に向けた埋設管の調査で、いかにどのように移設するかという検討と、あと交差点協議といった内容でございます。来年度にいろいろとこれから見積りとか設計の順序立てて発注していきますので、総事業費につきましては、これからの算出となります。

○議長（山野井 隆君） そういうことですので、お願いします。

加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 総事業費はこれからということですが、じゃあこれからこれを進めるに当たって、道路が 100 メートル延伸していくということで、規模がどうなっていくかということでは、相当広い道路になっていくのかなど。駅に——西口駅前に入っていく道路が広がっていくという、私の想像では——そうですね。そうしますと、これは今、片側——2 車線ではない、1 車線なんですか。あそこのような広さになっていくのか、そういう見通しというのはどうなんですか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） それでは、お答えします。イメージとしましては、戸頭方面から駅前行く、今 1 車線になっていますので、あちらのほうを両側約 2 メートル【「両側約 2 メートル」を「合計して 2 メートル」に発言訂正】ほど車道の幅員を広げまして、戸頭から交通広場に向かう車線を 2 車線にするような工事となっております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） あとペデデッキなんですけれども、50 メートル延伸ということなんですけれども、ペデデッキが 50 メートル——今ある、止まっているところから 50 メートル延伸ということなんです、この道路整備と併せてどのような形になって落ち着いていくのか、それがちょっとイメージ分からないんですよね。だんだんだんだんとペデデッキが地面・道路とつながるのか、それとも途中で階段またはエレベーターとかそこで活用できる、そのようなイメージはどんなふうになってますか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。今、駅広がったことによって、23 メーター強ですけれども延ばしてあります。そこから、はなのき通りのバリアフリーということでデッキを延伸していくんですけれども、やはり交差点のほうに向けていくんですけれども、道路の勾配と既存のデッキからもあそこまで出来上がってますので、その部分の高低差の処理をしながら延伸していきますので、今現在は 3・5・39 号線を越えた辺りにおいてタッチをさせていこうかと思ってまして、その降り方はエレベ-

ターでありますとか階段などを計画しているというところでございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） ありがとうございます。ただ、具体的に事業費がどうなるのか今後注視していくと思うんですが、やはりきちんと、ここは幾らかかった、ここは幾らですよという、分かるような説明が後でできるようにお願いしたいと思います。以上です。—ありますか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） すみません。先ほど「両側 2メートル」と言いましたが、「合計して 2メートル」という感じですね、1メートル1メートル、車線が、車道が広がるというイメージで、よろしくお願ひいたします。訂正します。

○議長（山野井 隆君） 訂正ですね、分かりました。

○24 番（加増充子君） 分かりました。

○議長（山野井 隆君） 終わりですね。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第 9 議案第 19 号 令和 8 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 20 号 令和 8 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 21 号 令和 8 年度取手市介護保険特別会計予算

○議長（山野井 隆君） 日程第 9、議案第 19 号から議案第 21 号までを一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、福祉厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 10 議案第 23 号 令和 8 年度取手地方公平委員会特別会計予算

○議長（山野井 隆君） 日程第 10、議案第 23 号、令和 8 年度取手地方公平委員会特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここでお諮りします。本日、市長から改めて提出された議案第 24 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。議案第 24 号を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程 議案第 24 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）
第 1

○議長（山野井 隆君） 追加日程第 1、議案第 24 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 議案第 24 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 147 万円を増額し、予算総額を 541 億 6,981 万 6,000 円とするものであります。今回の補正予算の内容は、子ども向けのまちおこしスポーツイベントを開催するに当たり、負担金などの必要となる経費を補正するものであります。このイベントは子どもたちに、走ったり・投げたりといったスポーツの動作を実際に体験してもらうことで、運動やスポーツのすばらしさを体験してもらうという体験型のイベントでございます。

以上、議案第 24 号につきまして提案理由をご説明申し上げました。なお、本補正予算につきましては、今議会最終日より早い時期での予算執行が必要となることから、議案の先議をお願いしたいと考えております。詳細につきましては、議案書を御参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 24 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は、議会基本条例第 11 条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第 69 条に、表決には条件を付けることができないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること、及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう、厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日、メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（山野井 隆君） 全員の入室を確認しました。

議案第 24 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）を、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議案第 24 号については、議案第 12 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）に先立って可決いたしました。補正予算の議決の順番が前後することにより、字句及び数字等の整理が必要と思われます。会議規則第 43 条には、議会は議決の結果・条項・字句・数字・その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができるかとあります。

お諮りいたします。ただいま可決されました議案第 24 号に関連する字句及び数字等の整理につきましては、会議規則第 43 条の規定によって、本職に委任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認め、本職において字句及び数字等の整理を行います。

日程に戻ります。

日程第 11 選挙第 1 号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙について

○議長（山野井 隆君） 日程第 11、選挙第 1 号、利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙を行います。任期満了に伴い、選出する組合議会の議員数は、8 名です。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしますか。

〔「指名推選」と発言する者あり〕

○議長（山野井 隆君） ただいま指名推選との声がありました。したがって、選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長の私が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで、資料を事務局に配布させます。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君及び議会事務局長補佐 永井宏幸君が資料を配布〕

○議長（山野井 隆君） それでは、利根川水系県南水防事務組合議会議員に、お手元に配布したとおり、住所、取手市山王 200、氏名、赤羽直一君、年齢 78 歳。住所、取手市上萱場 267、氏名、櫻井健二君、年齢 76 歳。住所、取手市西 2-31-11、氏名、鈴木三男君、年齢 75 歳。住所、取手市山王 117-1、氏名、関川 翔君、年齢 39 歳。住所、取手市藤代 144-6、氏名、遠山智恵子さん、年齢 72 歳。住所、取手市山王 2495、氏名、永野照男君、年齢 76 歳。住所、取手市新町 4-12-12、氏名、古谷貴子さん、年齢 65 歳。住所、取手市和田 1491、氏名、谷口 晃君、年齢 68 歳。以上、8 名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました 8 名を、利根川水系県南水防事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、赤羽直一君、櫻井健二君、鈴木三男君、関川 翔君、遠山智恵子さん、永野照男君、古谷貴子さん、谷口 晃君の 8 名が、利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選された赤羽直一君、鈴木三男君、関川 翔君、遠山智恵子さん、古谷貴さんが議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

また、利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選された、櫻井健二君、永野照男君、谷口 晃君には、後ほど文書をもって告知いたします。

日程第 12 休会の件

○議長（山野井 隆君） 日程第 12、休会の件を議題といたします。

お諮りします。各委員会の付託議案審査のため、3月6日から18日までの13日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、3月6日から18日までの13日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時23分散会